

令和元年度第3回多摩市住替え・居住支援協議会 会議結果

日時：令和元年11月7日（火）14：00～16：00

場所：多摩市役所 本庁舎 4階 401会議室

獲得目標	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和元年度相談事業（相談事例）に関する協議、意見交換
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談窓口常設化及び（仮称）お部屋探しサポート協力店制度に関する協議、意見交換

主な意見（要旨の抜粋）		
内 容	意 見 等	方向性（対応）
令和元年度 相談事業の 進捗状況に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回住みかえ相談会では、『UR永山サービスセンターへご案内した』という方が多かったが、その後の確保状況はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果を確認し、後日報告する。 ⇒その後、第2回相談会参加者へ個別に連絡を取りお部屋探しの進捗状況を伺ったところ、確保済みの方が2件、未確保の方が3件、住み替えを中断された方が2件、収入が十分にあり、住宅に困窮していないことから対象外とした方が1件であった。 ※確保済み2件の内訳は、民間賃貸住宅1件（相談会とは別の不動産事業者にて）、公的賃貸住宅1件（UR）
令和2年度 以降の相談 事業につい て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設の相談窓口は市役所の中に設置するのか。 ・ 常設相談窓口の外部委託を考えているということだが、これまで行ってきた相談会の意味がなくなるのではないか。 ・ 常設窓口の外部委託により、多摩市住替え・居住支援協議会の意見が反映されなくなるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベルブ永山の4回に生活困窮者の相談窓口（しごと・くらしサポートステーション）があり、住宅相談の場として活用できないか検討している。 ・ 常設相談窓口では、住宅の斡旋を行うのではなく、今まで実施してきた住みかえ相談会の受付部分を担うイメージである。（具体的には、住宅探しの理由や収入状況、住み替え先の希望をヒアリングした上で、）民間賃貸の不動産店、UR、JKK、それぞれの店舗へご案内するようにしたい。 ・ 協議会で出た意見等を委託先に伝えること、事業の成果を協議会にフィードバックすることを想定しており、協議会と関係がないところで事業が進行するというわけではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている相談会と同じように常設の相談窓口が相談を行えるのか不安である。現在、ベルブ永山の窓口では、生活困窮者の相談に対応しているとのことだが、住替えや将来の不安をお持ちで来られた方の相談にも対応することができるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮というと、経済生活困窮を想像してしまうが、暮らしに困っている方も含まれており、生活困窮の中で幅広く相談対応することが可能である。一方、相談窓口では、住居に関する知識が不足しているため、不動産事業者、UR、JKKと一緒に協力体制を作っていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・住みかえ相談会は、民間賃貸住宅の紹介ができない際に、同じ会場内で公的賃貸住宅の相談ができるメリットがあり、相談窓口の常設化は良いことであると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設相談窓口の開始は予算が認められ、体制が整い次第を予定している。 ⇒年度当初予算で認めてもらうことはできなかったため、令和2年4月～相談窓口の常設化をスタートすることはできないが、居住支援活動に対する国や都の補助制度の要件を早期に確認した上で、早期の実現を目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の常設化後も年に1回は相談会を開催すべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ※上記のことから、令和2年度はこれまでと同様の頻度で開催を予定している。
<p>協議会の将来のあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す居住支援は民間賃貸住宅の意味合いが大きいですが、多摩市にはUR、JKKの公的賃貸住宅が多く、会則（案）第3条の「活動」については、「民間賃貸住宅の円滑な入居」でよいのか。多摩市居住支援協議会の会則は、民間賃貸住宅と並行して、公的賃貸住宅にも協力を仰ぐ記載とすべきと考える。また、個人会員の入会については、最低限の資格等は示すべきではないか。 ・現在の多摩市住替え・居住支援協議会では、相談事業についての内容が占める割合が大きいように感じるが、相談事業の委託後は居住支援協議会では何を行うのか。 ・多摩市住替え・居住支援協議会パンフレットの裏面に、「住宅確保要配慮者の入居を断らずご相談にご対応いただける（仮称）お部屋探しサポート協力店」との記載があるが、断らないと断言してしまっても良いのか。表現を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討し、次回の協議会で改めて会則案を提示する。 ・会則移行後の協議会で行うことは、まだ示せていないが、今後の協議会で示し、ご意見等をいただきたいと考える。 ・パンフレットの表現は、不動産店へお部屋探しに来られた方に対し、高齢であることや障がいを持っていることを理由に「相談を断らない」という意味であると捉えていただきたい。